

ロ 歐洲戰況

一 X軍ハU方面ニ於テハ五月末迄ニU⁴ノ北半及U³ノ一部ヲ占領シY方面ニ於テハ守勢ヲ維持シツツアリ

二 五月中旬X軍ハU¹内X派ト呼應シU¹ニ進入、之ト同時ニA B軍モ直ニU¹南部ニ進入之ガ爲U¹ハ兩派ニ分裂セリ

三 X²ハ「マタル」ニ對シ大空襲ヲ反覆シツツアリ

四 B Aハ「ジブラタル」ニ兵力ヲ集中シツツアリ

五 X D戰ハ冬季Dノ攻勢傳ヘラレタルモ戰線ニ大ナル變化ナシ

六 Xノ通商破壊戰戰果一月四〇萬屯二月五〇萬屯三月六〇萬屯四月六五萬屯五月七〇萬屯

ニ 内外情勢

(イ) 敵國及中立國ノ情勢

一 A H O² O³等ノ諸島ヲ要塞化シZヲ強力ナル前進基地トナシツツア

(イ) 獨立運動猛烈ニシテ義勇軍ハ「ゲリラ」的ニB軍ト衝突シツ
ツアリ

(ロ) 「スペイン」 「ポルトガル」ハ依然中立ヲ維持シアルモ情勢ハ益
緊迫シツツアリ

(ロ) Xノ情勢

(ア) Xハ「コーカサス」全部ノ占領ニ依リ石油ニ關シテハ不安ナキ資源
ヲ所有スルニ至レリ

但シ「バクター」油田ノ復舊ニハ占領後約一ケ年ヲ要スベシ

(イ) Uノ油田ハ殆ンド破壊セラレアリトノ情報アリ

(ハ) 國內及勢力圏ノ情勢

(イ) N國內ノ物資及勞力不足甚シク速カナル戰爭ノ終結ヲ望ムモノア
リ

(ロ) 國民中堅層ハ對G作戰ノ成功、占領地開發進捗等ニ希望ヲ抱キ居
ルモ戰爭ノ前途ニ關シ尙不安ヲ感ジアリ

三、統帥部ノ情況

(一) 統帥部ハ對D開戦ハ結局避クベカラズトノ意見ナリ

(二) 對I作戰ハ十月上旬開始ノ決定

之ガ爲徵用船ノ大部ノ解傭ハ來キ一月以降トナル見込ナリ

(二) 課題

青國演習諸機關ガ五月末迄ニ執ラントスル處置ヲ(十二月十六日一四〇
〇迄ニ)提出スベシ

軍機秘

周野所員

總札演第七號ノ三ノ一

外交關係情況

一、日蘇國交調整問題

五月末日迄ノ交渉ノ結果判明シタルD側意嚮左ノ通り

イ、共同聲明ハN案ノ前半ヲ採用シ中立條約ガ兩國關係將來ノ基準タ

ルコトヲ再確認スル趣旨ニ止メタシ（N案ノ後半ハ之ニ包含セラ

ルルトノ解釋ニ異存ナシ）

ロ、共同委員會ハ速ニ事業ヲ完成スベキコト

ニ中立「プロック」問題

西同意シ六月初先ツ³₄ニ申入レタルモ兩國トモニ消極的ナリ

河野所遺

軍極秘

總机演第七號ノ三ノ二

外交關係情況

外交關係追加情況

一、中立條約再確認聲明問題

X₁ハ中立條約再確認聲明ニ關スル₁ノ立場ヲ諒解セリ（五月末）

二、X₁D和平問題

X₁ハ依然トシテX₁D和平提案ニ反對ナリ（八月末）

三、特派使節（一部殘留）ハ九月末歸朝シX₁特派使節十月末來朝ノ答

間野新自

軍極秘

總刊演第七號ノ三ノ三

十二月一日附（演習）左ノ通發令セラレタリ

陸軍次官

兼技術院總裁

川上清康

任國務大臣

海軍次官

兼艦政本部長

山本勝郎

海軍大臣事故缺席中海軍大臣臨時代理被仰付

内閣技術ニユース (其ノ一)

技術院編輯

成層圏飛行ニ就イテ

1 成層圏

地上ヨリ一万一千米ノ範圍ヲ對流圏ト云フ對流圏内ニテハ空氣ノ對流アリテ時々氣象上ノ變化ヲ生ズ

對流圏以上ヲ成層圏ト云フ成層圏内ニテハ空氣ノ對流ニヨル氣象ノ變化ナリ相界明瞭ニシテ氣温ハ大体零下六〇度ニ一定ス
地上ヨリ一萬米前後ノ層ヲ亞成層圏ト稱ス

2 成層圏飛行ノ特長

イ 氣象ノ變化ナク飛行容易ナリ

ロ 空氣抵抗少ク速度及ビ延續距離ヲ増大シ得

ハ 地上防空兵器ノ相界射界外ヨリ隱密急襲的ニ爆撃、偵察等ヲ實施シ得

3 成層圏飛行ノ難點

イ 空氣密度減少ニヨル馬力ノ低下ヲ防止スル爲過給器等ノ特殊機構ヲ要ス

ロ 發動機出馬力ノ充分ナル吸收ノ爲「プロペラ」ノ構造ニ特殊ノ研究ヲ要ス（ロケット式等モ考フル要アリ）

ハ 氣壓低下ニ對シ乘員ノ防護ノ處置ヲ必要トス（氣密室、氣密服、酸素吸入等ノ問題）

ニ 氣密室ニ關シテハ敵彈ニ對スル問題、壓力差ニヨル抗力ノ問題、溫度變化ニヨル材料ノ收縮膨脹ノ問題等ノ難點多シ

ホ 低壓ノ爲高空用燃料系統一ノ壓力附與等ノ必要）

ヘ 高空用諸計器照準眼鏡等ノ研究ヲ必要トス

4 成層圏飛行ノ記錄

從來ノ記錄ハ主トシテ亞成層圏飛行ノ記錄ナリ

ボーイング會社一卅三人乗旅客機數十台ヲ米大陸横斷ニ就航セシメタリ
カーチスライト一二重客室ノ成層圏機アリ

ロフケヒード 一 二重江用機ヲ製作セリ

ベル 一 成層圏飛行ニヨリ米大陸ヲ七時間ニテ横断セリ

ト云フ

フワルマン 一 成層圏飛行ニテ南米巴里間廿時間ニテ飛行ス

ユンカリス 一 一九三一年ニ成層圏飛行機ヲ試作セリ

従来ノ高度飛行記録

カプロニ(伊) 一 一七〇〇〇米

プリストル(英) 一 一六〇〇〇米

實用機 一 一三二五〇〇米

記録機

カプロニ(伊) 一 一七〇〇〇
プリストル(英) 一 一六〇〇〇
實用機 一 一三二五〇



内閣技術ニユース 其ノ二

技術院編輯

合成ゴム工業ニ就イテ

一、合成ゴム工業ノ將來ニ對スル見透シ

合成ゴムハ後述ノ如ク幾多ノ利點ヲ有シ且ツ各種研究モ活潑ニ行ハレ天然ゴムノ代用品以テ天然ゴムヲ以テ成シ得サル一層廣範圍ノ用途ヲ有スルニ至ル可キ工業的ニモ前途見ル可キモノアリ

但シ技術ト特ニ工業化ニ困難性アリ原料問題原價問題等ニモ考慮ス可キ點アリ又設備モ相當大ナルモノヲ要シ即刻其ノ生産量ヲ甚シク増大スル事ハ極メテ困難ナルモノアルベシ

ニ合成ゴム工業ノ現状

獨逸 一九二六年「ブナゴム」ノ發明ヲ發表シ當時年産一萬一二、五

万吨ナリ、一九三八年「チエツコ」進歩機械化部隊「タイヤ」ハ總テ「ブナ」製ト云フ

一九三九年「ハレ」市外「シユコパウ」ニ大工場完成ス更ニ第二工



内閣技術ニユース 其ノ二

技術院編輯

合成ゴム工業ニ就イテ

一、合成ゴム工業ノ將來ニ對スル見透シ

合成ゴムハ後述ノ如ク幾多ノ利點ヲ有シ且ツ各種研究モ活潑ニ行ハレ天然ゴムノ代用品以テ天然ゴムヲ以テ成シ得サル一層廣範圍ノ用途ヲ有スルニ至ル可ク工業的ニモ前途見ル可キモノアリ但シ技術ト特ニ工業化ニ困難性アリ原料問題原價問題等ニモ考慮ス可キ點アリ又設備モ相當大ナルモノヲ要シ即刻其ノ生産量ヲ甚シク増大スル事ハ極メテ困難ナルモノアルベシ

二、合成ゴム工業ノ現状

獨逸 一九二六年「ブナゴム」ノ發明ヲ發表シ當時年産一萬一二、五
万吨ナリ一八九三年「チエツコ」進駐機械化部隊「タイヤ」ハ總テ「ブナ」製ト云フ

一九三九年「ハレ」市外「シユコパウ」ニ大工場完成ス更ニ第二工

場設立一九三九年ニハ確實ニ二、五万万屯生産ス

一九四〇年末年産六万吨ニ達ス（需要十万吨ト稱ス）

米國

「デユボン」會社年産六一七千屯、能力ヲ有ス（一九四一年）

「スタンダード」石油會社「ブチルゴム」ノ製造ヲ企テ實驗工場ヲ設ケ（一九四一年）

「グツトリツチタイヤ」會社年産三・六万吨、新工場運轉開始ス

（一九四三年）（一九四三年三五万、一九四四年七〇万吨ト稱スルモ諸々廿万吨程度ヲラン）

ソ聯

一九三七年年産四・二万吨、一九三八年年産九・八万吨（計畫）

（一九三七年ニ於ケル合成ゴムノ生産水準ハ「タイヤ」工業及「ゴム」工業ニ於ケル生「ゴム」消費量ノ七〇％ヲ保證スト稱ス）

本邦

三池三井染料「ブナゴム」系日産一屯設備中（昭十六日産一五〇屯）大阪工業試験所「ブナゴム」系日産五屯（昭十六）里崎工場

ニテ日産一屯設備完成ノ筈、芝浦工場「クロールブレン」系ヲ製造ス

三、合成ゴムノ種類

1 天然ゴムノ組成

「イソブレン」(炭素原子五、水素原子八、炭化水素)ノ重合体ニシテ、ゴム分子ハ「イソブレン」分子ノ多數、連鎖ニヨリ成立ス

2 獨逸系合成ゴム

「イソブレン」ノ誘導體「ブタチエン」(炭素原子四、水素原子六)キ少量ノ「ナトリウム」キ觸媒トシテ重合セルモノニシテ「ブタチエン」及ビ「ナトリウム」ノ頭子ヲ取り「ブナ」ト稱ス

「ブタチエン」ハ「アセチレン」ニ水素ヲ添改シ「ブチレングリコール」キ作り變化セシムルナリ「アセチレン」ハ頭切「カーバイト」ヨリ作りシモ人造石油工業ノ副産物タル炭化水素ヨリ作り生産費ヲ著シク低下スルニ至レリ

ソ類ニ於テハ穀類ヲ醱酵セシメタル「アルコール」ヨリ「ブタチエン」キ作り「ブナ」系ノ合成ゴムヲ製作ス

3 米国系合成ゴム

「イソブレン」ヲ變化セル「クロロブレン」ヲ重合シ「ネオブレン」ト稱ス

工業的ニハ「アセチレン」分子ヲ重合シ「ヴィニールアセチレン」ヲ作り鹽化第一銅ヲ觸媒ニ用ヒコレニ鹽酸ヲ作用セシメテ「クロロブレン」ヲ生ズコレヲ熱光酸化劑等ノ觸媒作用ニヨリ適當ニ重合セシムルナリ

尙ホ米国ニテハ「ブタヂエン」系ノ「ブチルゴム」モ製作セラレ最近ハ「グツドリツチ」會社ニテ天然ゴムニ最モ化學構造近似シ極メテ耐蝕性大ナル「コロシール」ナル合成ゴムヲ完成セリト云フ

4 合成ゴム工業ノ困難性

技術ト、難點ト重合ノ度合ヲ一定ニシ同一大キサノ分子ヲ造ル事頗ル困難ニシテ原料ノ純度、溫度、觸媒ノ選定調節ニ著シク高度ノ技術ヲ要ス

工業化ノ難點一基礎原料ノ「アセチレン」ヲ簡易ニ得ル要アリ
從ツテ「カーバイト」製造ノ爲ノ電力使用等ニ重々難點アリ

尙ホ相當大規模ノ設備ヲ要シ工程等ニツキテモ技術上ノ考慮ヲ多分
ニ必要トス原價從ツテ相當高價ナリ

工業化ノ實例

「カーバイト」製造ノタメニハ一萬「ボルト」ノ電氣爐ニテ石灰ト
「コークス」ヲ處理スルヲ要シ相當大規模ノ發電所ヲ必要トス

「カーバイト」ヨリ「ブチレングリコール」ニモル操作ニテ收量ハ
理論的計算量ノ三五%ナリ

再ニ二階程ヲ經テゴムヲ生ズルモ觸媒スル金品「ナトリウム」ハ取
ルニ極メテ困難ナリ

噸ノゴムニ四屯ノ「アセチレン」ヲ要シ四屯ノ「アセチレン」ニ
七屯ノ「カーバイト」ヲ要ス

五、合成ゴムノ利點

種類ニヨリ種々特長ヲ異ニスルモノ一級ニ耐油性耐磨耗性耐熱性ニ優リ
「ガス」ヲ透過セザル特性ヲ有ス

彈性伸長率電氣的性質ニテ一部種類ノモノニテ天然ゴムノ性質ニ及バ
ザルモノアルモ近時斯ノ如キ性質ニテモ天然ゴムヲ一級ニ凌駕スルニ
至レリ

内政研究委員会第一回報告

自昭和十五年九月至昭和十六年八月一ヶ月平均

昭和十七年七月(附 表 参照)

品		米		副		食物	
目		給料生活者		労働者		配給品並登録最低生活調	
東京市内	平均	一三、二〇	一、一九七	二〇、八〇	二〇、五八	九、五三	一七、六七
鶏卵類	七、七五	一、四六	一、〇四	四、四九	四、三四	三、六〇	六、四
肉類	一、二〇	一、四六	一、〇四	一、〇四	一、〇四	六、四	三、二
蔬菜類	五、五七	五、五六	五、五八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
調味料	四、二三	四、一八	四、一六	二、五三	二、五三	二、五三	二、五三
その他	四、六五	四、五八	四、六八	四、六八	四、六八	四、六八	四、六八

甲
*
B

*
A

酒ビール	一、三八	一、〇六	一、五九	二、九六
菓子果物	七、〇五	七、七一	六、六二	一、〇〇*
光熱費	五、五〇	五、六二	五、四三	八、四一*
計	四七、九三	四七、五〇	四八、二二	三九、五七
家族数	四、〇四	三、九一	四、一二	四、〇〇
消費單位	三、〇二	二、九〇	三、〇九	三、〇〇

*A 最下欄 蔬菜費ハ果物ヲ含ミ 菓子果物ハ果物ヲ含マズ。

*B 最下欄 ソノ他ハ豆腐、油揚、納豆、ニシテ乾物佃煮、煮物漬物ヲ含マズ。

*C 最下欄 ハ参考ノミ。

男 〇・一
女 〇・九
子供

配給及食糧品一ヶ月算定 (昭和十七年十一月実績)

昭和十七年十一月実績

品目	数量	金額	額比	備考
米	二九七キロ	九五三	二八八	和三五一厘 月一人九〇銭 三日二回割
魚肉				
大豆				
納豆				
菜豆				
野菜				
野菜				
野果				
小麦	七二〇匁	一〇〇		
味噌	一升一合	七二		
砂糖	二、四斤	三七		
食塩	八〇匁	七		
食用				
その他		一〇〇		
合計		一七、六七		

石 脂 綿	電 瓦 斯	煉 炭 マ ッ 子	酒 一 ル 葉 子 子 供 用 葉 子
主人、妻、子供三人	一 九 五 キ ロ	年 百 様 炭 月 八 ヶ 1925	= 八 本 合
大人一人 ト シ 計 算	二 九 五 四	一 二 五 二 〇 〇	一 一 二 八 一 八 〇 〇 二 四
四〇・一 三 五六	四 五 九	三 八 二	一 〇 〇 三 九 六 一 〇 〇
	全 使 用 許 可 限 度 右		一 八 〇 〇 九 六

16
16

軍極秘

軍需生產增強委員會第二部會答申

一 國民皆勤勞制ノ確立

(1) 勤勞報國隊組織ノ一層計畫的且能率のナル活用

(2) 學生及女子勞力ノ動員

二 勞力特殊給源ノ確保

(1) 朝鮮人勞務者及華人勞務者ノ移入増加

(2) 俘虜ノ大量使役

三 勞務管理ノ強化

(1) 勤勞者生活環境ノ明朗化。

(2) 工場近傍ノ文化、娛樂機關ノ協力

(3) 徵用工客宿舍管理ノ改善

(4) 勤勞用物資ノ重點的配給ノ徹底。

重要産業勞務者ニ對スル食糧、作業衣、地下足、軍手、石鹼、手拭、藥品等ノ増加配給方ニ關スル特別措置

日僱勞務者ノ賃金ノ取柄ノ改善
(女子勞務者ノ如ク不區別トシテ)

X

(1) 勞務者ニ對スル住宅供與ノ改善

(1) 勞務者住宅ノ爲ニスル料理屋、別莊其ノ他家屋ノ使用、收用ノ實施 (土地工作物使用收用令ノ改正)

(2) 新規徵用工ノ家族携帶移住ニ對スル便宜供與

(二) 勞務管理機構ノ強化

四 賃金制度ノ改善

(1) 新規徵用工給與補給制ノ擴充。(家族手當特ニ妻手當ノ增額及別居補給ノ增額實施)

(2) 主トシテ港灣勞務ニ於ケル合理的出來高拂制ノ實施 (單位生産量ニ對スル適正ナル賃金額ノ設定)

五 徵用工者勤勞制度ノ根本的刷新

重要産業ニ於ケル徵用工者ノ産業應召精神ノ昂揚ヲ圖ル爲被徵用工者ノ勤勞ノ國家性ヲ明確ニス之ガ爲被徵用工者公的身分ヲ賦與スル等適切ナル措置 (應徵勤勞令制定)ヲ議スルコト

勞

六 勤勞者ニ對スル褒賞制度ノ確立（産業勳章ノ制定）
七 國民徵用扶助ノ徹底

應徵切書者 援中会

✓ 子承 學堂 而 延

十

極秘

軍需生産増強委員會第三部會答申案

主 査 日 銀 總 裁

演習日附 昭和十八年四月頃

實際日付 昭和十七年十二月十五日

一、昭和十八年度國民消費資金ハ凡ソ百四十億圓ヲ出デザルベク、貯蓄必要額ハ二百五十億圓以上ニ上ルベシ。

一方民需物資ノ生産低下モ必至ニシテ、資金、物資兩面ヨリ徹底的節約ヲ勵行スル必要アリ。

二、右ニ關シ次ノ過剩資金吸收策ヲ即時實行スベシ。

1 高額所得者（法人及個人）ニ對シテハ

A 直接税引上

B 國債割當強化

C 強制貯蓄創設

D 納税證券發賣

2 少額所得者（時局産業従業員及農民ヲ主對象トス）ニ對シテハ

A 關接稅引上

B 少額貯蓄切手發賣（國債引換用）

C 富籤發賣

過剩資金ノ吸收對象トシテハ高額所得者モサルコトナガラ、少額所得者ノ過剩資金ハ回轉率大ナルヲ以テ凡ユル機會、場所、方策ヲ以テ執拗ニコレヲ吸收スベシ。

右ノ過剩資金吸收對策トシテ檢討不充分ナルモ新構想ヲアグレバ左ノ如シ

預金加算性問題

1 國民貯蓄手帳（寄託又ハ登録セル債券、長期定期領金、据置期限付當座預金等ヲ記入ス。貯蓄報國ヲ一元的ニ表示シ、種々ノ特典ヲ附與スルヲ目的トス。）

2 優先目的證券（戰爭終了後ノ資材配給ノ優先順位ヲ與フル證券「インフレ」危惧ニ答フルト共ニ併セテ戰後經營ニ資ス。無利子又ハ低

政府所有株式ノ掛下
まゝを子業ノ民心ノ掛下
問題

利子トス

3 新領土不動産證券（新領土中ノ敵産財國上ニ權利ヲ有スル證券、新領土ニ對スル利害ヲ増シ併セテ「インフレ」危惧ニ答フルヲ目的トス。無利子又ハ低利子トス）

4 節約挺身隊（地區別、團體別編成ニヨル貯蓄競争ヲ目的トス）

5 衣料切符ノ政府買上（貧弱者ノ購買力補給ト切符ノ吸收ヲ目的トス）

四、金融機關ノ國債保有割當ハ業種別金融統制會ヲ經テ今後モ強化ス。

金融機關ノ整理
政府ノ政策
（以上）



軍需生産増強委員會第三部會（第二回）答申案

主 査 日 銀 總 裁

演習日附 昭和十八年四月頃

實際日附 昭和十七年十二月十七日

「インフレーション」對策、第一回答申案中即時實行部分ニ就テハ大藏省ニ於テ實行ニ移サルル意向ナリ。又新構想ニ就テハ次ノ四件ヲモ併セ檢討中ナリ。

- (1) 二重通貨制（消費部面ニ使用セザル貨幣ノ併用）
- (2) 計表本位國債（貨幣價值低落ヲ補償スル國債）
- (3) 政府持株拂下（コレニヨリ民間資金ヲ吸收ス）
- (4) 免租條件付長期貯蓄（利子ニ對スル免稅ニアラズ、査定サレタル税金ヲ一定多額ノ貯蓄ニヨリ免除サルルモノ）

三 資金計畫

年間資金ノ分配ニ就テハ資金計畫ニヨリ輪廓ヲ定ムルコト從前ニ同ジ。

ソノ輪廊内ニテ毎週、毎月ノ資金撤布計畫ニ就テモ強力ナル計畫性ヲ持タシムベシ。

≡ 物價對策

(1) 方針

低物價ノ維持

(2) 現實

「インフレーション・ギャップ」ノ避クベカラザル存在ニヨリ生産費昂騰シ低物價ノ維持困難ナリ。

(3) 對策

二大根幹左ノ如シ

(A) 國內生産物ニ對シテハ二重價格制

(B) 輸入品ニ對シテハ綜合調整令制

(4) 研究 A 「二重價格制」ト「物價漸減是認」トノ利害ヲ較ブルニ左ノ如シ

(A) 生産基礎資材ノ場合 (例、鐵)

(1) 單需品 (例、大砲)

「二重價格制」ノ場合補助金トシテ豫算増加 ↓ 租稅負擔

「物價漸騰」ノ場合、單價漸騰トシテ豫算増加 ↓ 租稅負擔

(2) 民需品 (例、鐵)

「二重價格制」ノ場合、補助金トシテ豫算増加 ↓ 租稅負擔

「物價漸騰」ノ場合、購買價格騰貴 ↓ 特定負擔

(B) 國民生活必需品ノ場合 (例、米)

「二重價格制」ノ場合、補助金トシテ豫算増加 ↓ 租稅負擔

「物價漸騰」ノ場合、購買價格騰貴 ↓ 一般負擔

租稅負擔ノ場合、一般國民ニ轉嫁スル迄ニ技術的ニ負擔ノ均衡ヲ計

リ得、又時期的ニモ影響ヲ和ゲ得。(租稅ニ代リ公債ヲ用フル場合

ハ更ニ別個ノ負擔關係トナル。)

特定負擔ノ場合一被國民ニ及ブヘキモ、一應特定ノ個人ノ負

擔トナル

一般負擔ノ場合一所得ノ如何ニ拘ラズ一様ノ負擔トナル。

結局「インフレ・ギャップ」が存在スル以上國民ノ負擔トナルベキ
ハ同ジナレド、「二重價格制」ノ場合ニハ財政機構ヲ通ジテ負擔ノ
均衡ト時期的緩衝ヲナシ得ルモノト認ム。

一部局ニ不當ナル價格騰貴ヲ許セバソノ部局ノ生産ハ増加サルベキ
モ、「完全雇傭」ノ現状ニテハ、「低價格ノ均衡」ヨリ「高價格ノ均
衡」へ螺旋狀ニ上昇スルノミニテ均衡状態ハ同ジク價格ノミ高ク
ナル。亦、常ニ不均衡ヲ生ジテ國民生活ニ多大ノ脅威ヲ與フルノミ
ナリ。已ムヲ得ザル措置トシテ「二重價格制」ヲ是認ス

B 綜合調整金制ハ海外諸地域ノ物價ト本邦ノ物價ノ間ニ差アリ、而
モ圓貨トノ連繫關係不自然ナル現状ニ於テハ唯一ノ方策ナリ。

(以上)



十二月末迄ニ執ラントスル措置

一、X I ノ特派使節ノ來朝ニ關スル件

別紙第一

一、在日諸隊貸與ニ關スル對日交渉

別紙第二

別紙第一

×特派使節來朝ニ關スル措置

- 一、戰爭指導及情報交換ニ關シテハ政府各部及統帥ト聯絡ヲトリ概ネ我方特派使節ニ對スル訓令、趣旨ニ從ヒ之ヲ行フ
- 二、情報局ト聯絡ヲトリ諸般ノ發表事務ヲ行フ
- 三、宮内省内務省等ト聯絡ヲトリ歡迎警護其他必要ナル措置ヲ講ズ

別紙第二

(在F陸隊ノ貸與要求ニ關スル對F1交渉)

〔駐F1大使宛訓令要旨(左記今一處強クF1ニ申入シム)〕

1 N政府ハF1政府ノ態度ヲ遺憾トス

2 現下ノ世界戰局殊ニFガNトノ共同防衛及Nノ赫赫タル戰果ノ御蔭ニテ辛ジテ維持セラレタル事情ニ鑑ミル時、N政府ハ單ナルFノ共同防衛ノ最早過去ノ問題ニシテ、今ヤ其ノ精神ハ當然右ニ則シテ擴充敷衍セララルベキヲ信ズ

3 即チN政府ハ現情ニ於テ當然要請シ得ベキ權利アリト思考シ又要請スベキ緊急ノ要アル協力ヲ得ントスルニシテ、本件ニ依リテ、F1政府ヲ現在ヨリ更ニ困難ナル地位ニ陥ラシムベキF1ノX側參戰ヲ強ヒントスル次第ニ非ザルハ勿論、光輝アル傳統ヲ誇ルF1海軍ノ名譽ヲ傷ケントスルガ如キ意毫モ無之

4 茲ニN政府ハ在F陸隊ノ對N貸與方ニ關シ(讓與ト貸與ト何レニモ

可)、今一度F1政府ノ深甚ナル考慮ヲ促サントス

5 N政府ハ事態ノ急ナルニ鑑ミ、F1が現實ノ事態ニ故意ニ眼ヲ蔽ヒ
テ、本件「當然ノ協力」ヲモ拒否スルニ於テハ、獨自ノ措置ヲ執ラ
ザルベカラザルベシ

(二) X1ニ對スル通告

X1ニ本件交渉ヲ通告ス(對F1 幹施依頼ハ差當リ之ヲ爲サズ)

阿野新倉



總機第七號ノ三ノ四

外交關係情況

追加情況

一、特派使節

X¹ハ依然Dノ抗戰力ヲ破摧シタル後中力ヲB Aニ指向ストノ根本方針ニ變更ナク前段ノ目的達成ノ爲ニNノ協力ヲ希望シツツモNノ現在ノ立場ハ之ヲ諒トセリ而テX¹ガ本年夏ノ主力ヲ南部「コーカサス」及ビU方面ニ傾注スルハ右方針ニ應ズルモノナリ（九月末歸朝報告）

二、ND國交調整

共同聲明ニ關シND間ノ話纏リ七月末公表セララル（Dハ最後ニ議事録作成ニ同意ス）（七月末）

三、在F船舶ニ關スル對F¹交渉

F¹ハ自己ノ艦力下ニ殘サレタル唯一艦船ノ對N讓渡ニ反對且シFノ共同防衛ニ關シN海軍ト協力方命令スベキ旨ヲ明ニス

（九月末）

河野所負)

軍機秘

總機演第八號ノ二

昭和十七年十二月十七日 一〇〇〇交付

總力戦机上演習統監 遠藤喜一

第四期演習後段情況及課題

(二) 昭和十九年五月乃至十月ノ情況

一 戰況

(1) 大東亞戰況

(一) A 飛行機ハ六月以降 W 方面毎月三乃至五回 N 本土ヲ空襲シツツアリ

(二) 上部ノ飛行機ハ R ニ不時着セリトノ情報アリ

(三) 對 G 作戰ハ八月末概々完了シ敗殘兵討伐中ナリ

(四) 十月一日 N 軍ハ I 上陸ニ成功シ戰果擴張中ナリ

(五) 船舶喪失

N ハ六月乃至十月五十五隻 (二十三萬屯)

A ハ同期間合計七十五隻 (約三十五萬屯)

(ロ) 歐洲戰況

〔一〕X U₁ 車ハ十月迄ニ U₂ U₃ U₄ ノ大部ヲ占領セリ

U 及「スエズ」一帯ハ B A 軍向之ヲ占據シ頑強ニ抵抗シツツアリ

〔二〕六月上旬 B A 軍ハ突如「ポルトガル」及「スペイン」南岸ニ上陸

セリ

「ポルトガル」ハ屈服シ、「スペイン」ハ X 側ニ就キ抵抗中ナリ

〔三〕X、B 本國間、航空戦ハ依然大規模ニ行ハレツツアリ

〔四〕Y 戦線ハ一進一退ナリ

〔五〕X D 戦線ハ六月以降局地戦ヲ繼續シアルモ大ナル進展ナシ

〔六〕X ノ通商被擧戦戦果

六月八五萬屯、七月七五萬屯、八月九〇萬屯、九月九〇萬屯、十月一〇〇萬屯

⇒ 内外情勢

(イ) 敵國及中立國ノ情勢

〔A〕ハG方面ノ海戦ニ依ル損害大ナリシモ益々軍備擴張ニ強弁シNニ對シ海軍力優勢トナル迄ハ大規模航空戰及潜水艦戰ヲ以テNノ戰力ヲ減殺スルノ方針ヲリト判斷セラレ

之ガ爲AハRノ軍事的使用ヲ強行スルノ企畫アリト傳ヘラレ

〔D〕ハRニ兵力ヲ增強シツツアリトノ情報アリ

〔N〕軍₁占領ニ依リI獨立運動ハ益々激化セリ

(ロ) Xノ情勢

〔X₁〕ハNニ對シI獨立ヲ協同援助シ獨立後ハNXノ緩衝國タラシムル趣旨ノ申入ヲナセリ

〔十月下旬〕NXハU₄南岸ニ於テ第一回物資交換ヲ遂ゲタリ

(ハ) ハ國內及勢力圏ノ情勢

〔一〕部有力者間ニ和平提起論アリ

〔二〕國內ノ民心再ビ弛緩ノ情ヲ呈シ來レリ

〔三〕Gハ敗殘兵ノ跳梁相當盛シナリ、其ノ他ノ占領地ハ益々安定セリ

統帥部ノ情況

〔統帥部ハMニ兵力ヲ増強シ、 X_1 ト協議ノ上、 X_1D 和平ヲ斡旋シDガ之ニ從ハザル場合ハ開戦スルヲ可トスル意見ナリ
對D開戦ノ時機ハ國力許ス限リ成ルベク速ニ實施スルヲ可トスル意見ナリ

〔統帥部ハ長期戰致テ弊スル所ニ非ラザルモ好機ニ乘ジ和平スルノ手筈ヲ準備スル必要アリトノ意見ヲ有ス

(二) 課題

一 青國演習諸機關ガ十月末迄ニ執ラントスル處置ヲ(十二月十八日一五〇〇迄ニ)提出スベシ

雷機密

演明一八一〇ニ於ケル情勢判斷

VI	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
D	X	A B	海軍關係	陸軍關係	結論
	國內情勢	國內情勢			

I
結 論

樞軸側ノ戰略態勢ハ大東亞戰爭勃發當時ニ比シ格段ノ向上ヲ見ルヲ得
タリ孰中Nヲ中心トスル東亞ニ於テ然リ
而モ今後NXノ連絡態勢成ルニ於テハ更ニ其ノ向上ヲ期待シ得ヘク爾
後ニ於ケル彼我態勢ハ兩太平洋及印度洋ヲ中心トスル樞軸側ト大西洋
ヲ中心トスル反樞軸側ノ對立トナルモノトイフヘシ
然レトモ此ノ場合ニ於ケル彼我ノ戰略態勢ハ尙同等ト稱スヘク其ノ優
劣ヲ分ツモノハ實ニ爾後ニ於ケル作戰遂行ト資源獲得ノ如何ニアリト
イフヘシ

II 陸軍關係

一 X

1. X¹ U 東方海岸進出ハ何レ成切スヘキモ地形ノ障得ト敵ノ抵抗トヲ考へスルトキ尙數ヶ月ヲ要スルモノト認メラレ

2. X D 戦線ハ今後大ナル變化ヲカルヘク X 側トシテハ D ノ反攻ヲ隨時東退シ又「モスコ」 「レ」 ニングラード」等戰略要點奪取ノ企圖ハ尙放棄セザルヘキモ之カ實現ハ困難ナルヘシ

3. B 本土攻略作戰ノ實現ハ尙當分至難ナルヘク Y 北岸ニ於ケル戦局ノ進展ハ短期シ得ス

二 D

1. 當分ノ間依然防衛作戰ニ終始スルノ旨ヲ待サレヘク X D 戦線ニ於テモ茲一半年間ハ大攻勢ハ實施シ待サレヘシ

2. N ニ對スル攻勢作戰ノ發起ハ當分懸想シ待ス
A ノ R 使用ニ對シテハ依然現態ヲ待續スヘシ

三、參考

N 本土ニ對スル敵機ノ空襲ハ演十九年ニ於テモ演十八年ト同程度狀況
ニ依ツテハ夫レ以上實施セラルヘシ
之レNカ西太平洋及印度洋ヲ制壓シタル現時ニ於テモ亞成層圏飛行及
超長距離飛行等ノ實用化ヲ豫想セラルニ依ル

III 海軍關係

一、決戰後ノNA艦隊ノ主力ハ夫々根據地ニ歸還修理ニ從事中ニテ西太平洋ニ於ケル制海權ハ概ネN側把握シG東方海面ニ於ケル彼我艦艇ノ大衝突ハ營分生起セザルモノト判斷ス

二、A艦隊ノ敗北ト印度洋方面ニ於ケルNXノ潛水艦ノ活躍トニ依リBハ相當海上兵力ヲ西印度洋方面ニ增強セルモノ、如シ爲ニXノ大西洋方面活躍ハ相當有利ナルモノ、如シ

三、決戰ニ依ルN破損艦隊ノ輕微ナルモノ、八十八年度末大部ハ十九年六月頃ニハ戦闘航海ニ支障ナキ情況ニ達スル見込ニ

四、十九年度中ハ對A艦隊ニ備フルN艦艇ニ若干餘裕アルヲ以テ輸送船等ノ護衛ニ於テ若干強化シ得ル見込ニ

但シAノ潛水艦ハ躍進的ニ其ノ數ヲ増加スルコト並ニ今后ノ新作戰ヲ考慮セバ商船被害ハ遽ニ減少スルモノトハ判斷シ難シ

五、一部N潛水艦ヲS西岸ニ派シ通商破壞及S4ノ銅山ヲ攻撃シSノ對A

離間及對A經濟戰ヲ實施シツツアリ

六 A、生産力トO⁵船隊決戦ノ敗北トヲ考慮スルニA、眞面目ナル進攻作

戦ハ二十年初頭以降ト判定セラル

右ニ對應スル如クNハ極力戦力ヲ擴充セントス

七 X¹ノ商「コーカサス」占據ニ伴ヒX¹ハ持久力ヲ増大シ極メテ有利

トナリシト認ム又Dハ積極作戰益困難トナリDトシテハ對N作戰キ一

層回避スル如ク努ムベシ

(了)

Ⅲ A B 國內情勢

磐瀨 研究生

六月下旬 S³ S⁴ノ對樞軸斷交ニヨリ情報ノ蒐集甚ダ困難トナリタルモ A B 國內情勢左ノ如ク認マラシム。

一、B 國ハ N ノ對 G 作戰並ビニ X ノ地内破壞戰ニモ不拘、A、K、Sヨリ最低限ノ食糧輸入ヲ確保シツツアリ、從ツテ依然約半ケ年分ノ食糧「ストツク」ヲ保有ス。

婦女子勞働ノ動員極限ニ達シ勞働力ノ不足深刻トナリ、A 國ヨリノ輸入物資（特に完成品）ニ依存スルコト益々大トナリ最低輸入所要量（一九四二年頃ハ四千萬噸）増大ノ一途ヲ辿レリ

軍費支出ノ膨脹ハ A 國ノ武器貸與法ノ忠惑ニヨリ喰止メ居ルモ、社會施設費ノ漸増ヲ認メラシム。

首相「チャーチル」ニ對スル信望ハユルガザルモ、各種民地及外國ノ勢力ノ増大、海外投資ノ衰減益々甚シク戦後ノ英帝國ノ變貌ニツキ深刻ナル批判盤頭シツツアリ。

二、A國ノ生産力ハ増加セシモ、現在A、B、D聯合國ノ全需要ヲ負擔スルニ到リ居ル爲、ナホ充分ト云ヘザル状態ニシテ勞働力ハ略々限界ニ達セリ

六月頃ノ生産狀況左ノ如シ

飛行機 月産 六千五百臺（内軍用機六割）

船舶 月産 六十五萬噸

鋼塊 月産 八百五十萬噸

重需生産指數 五〇〇（戦時生産局）

工業生産指數 二二〇（聯邦準備局）

軍事費支出額 七十億弗

航空機ハ大統領ノ月産決定一萬臺ニハナホ距離アルモノ、如シ、「ア
ルミニウム」ノ不足ヲ補フタ、練習機ニハ木造及「プラスチック」ヲ
使用シツ、アリ。

人造ゴムハ年産決定三十五萬噸ノトコロ漸ク十二萬噸程度ニテ國內民

需及中南米向需要ヲ切下ゲツツアリ。石油ハ「パイプライン」ノ完成
アリテソノ配給幾分圓滑トナリタリ。勞働力ハ兵員九百萬、國防産業
二千萬、農業ヲ含ム非國防産業三千三百萬ニシテソノ限界ニ達セリ
財政ハ國債ノ増大ニ鑑ミ國民處待（一千三百億弗）ノ四割現在ニ割五
分近クテ稅收ニ俟タントシテ數度ノ大增稅ヲ企テツ、アリ。コレニ對
シ國民ハ前大戰ノ戰債ノ記憶ヲ喚ビ起シ、武器貸與法ノ將來ニ對シ具
體的對價ヲ要求シツツアリ。一收買稅ハ既ニ實施サレ、強制貯蓄ニ
關シ成案ヲ見ントス。物價ハ漸騰セルモ未ダ「インフレーション」ハ表面化セ
ズ。

青年男子ノ出征不在ト婦女子ノ產業進出ニヨリ、婦女子ノ道德頹廢甚
シク問題トナリ居レリ。

Nノ對G作戰進捗及八月十日⁵東方海戰ニ對シA國內發表ニ相當手加
減アルモノノ如キモ、對N敵愾心ハ益々増加シ居レリ。大統領「ロー
ズベルト」ニ對スル人氣ハ未ダ衰へザルモ、次期大統領候補ハ民主黨

二人ナク、共和黨ノ「デュー・イー」ノ呼聲高シ、但シ戦争遂行方針ニハ變更ナシ。

日諸國ハ對A協力ヲナシ居ルモ、物質上ノ思惑意外ニ少ク、Aハ命ノ積出一イヤマーク」等ヲ以テ辛ジテ答ヘツツアリ。

(實曆一九四二—二—四)

軍極秘

V X 國內情勢

水野 研究生

詳細ナル情報ノ入手無キモ十八年十月ニ於ケルX₁ノ抗戰力概ネ左ノ如シ

一、食糧

食糧ノ窮乏ハ一年前ニ比シ更ニ激化セリ一九四二年度ニ於テ油脂増産ニ努力ヲ拂ヒタルニモ拘ラズ、本年九月Nニ對シソノ不足ヲ訴ヘ之カ供給方ヲ切願シタル所ヨリ察スルニ油脂ノミナラズ小麥、飼料等缺陷物資ノ増産意ノ如クナラザルモノノ如シ昨年已ニソノ非アリシ國民榮養ノ低下ヘカリエス、榮養不良、夜盲症等ハ更ニ甚ダシキヲ加ヘタルニ非ルヤト想像セララル

二、重要物資

待望ノ南「ココカサス」油田地帯ハ九月下旬確保セラレタルモ、「ソ」聯軍ノ徹底的破壊ハ跡方モ止メザル底ノモノニシテ之カ修理復舊ニハ少クトモ一ケ年ヲ要スルモノト判斷ヒラル

今ヤ已ニ貯油ナク「グロズマイ」ノ復舊未ダシク「クラスノタール」
油田ノ全復、「ルーマニア」石油輸送ノ若干ノ好轉、人造石油ノ増産
「ヘンゾール」代用等ヲ考慮ニ入ル、モ¹¹⁴、^{Y1}、^{Y5} Dノ各方面ニ
於ケル擴大セル戦線ヲ賄フコト不可能ナル事態ニ立至リタルモノト推
測セラレ

非鐵金屬ニ就テハ「コトカサス」ニ於ケル「マンガン」鑛ヲ得タルヲ
除ケバ「クロム」「ニツケル」「タングステン」「モリブデン」
「バナヂウム」「コバルト」等ノ「ストツク」不足ハ明瞭ニシテ對¹¹
隱密貿易ニ徵スルモ¹¹カナリ、^{X1}ノ最モ誇リトスル機械化部隊、高
性能兵器ノ補充ハ「ゴム」ノ不足ト相俟ツテ極メテ困難ニナリタルモ
ノ、如シ

^{X2}ニ就テハ河ヲノ情報ナキモ戦火ソノ本土ニ近ヅキソノ經濟抗戰力
ノ脆弱性ハ愈々ソノ度ヲ加ヘタルナラン

三 勞 務

昨年ニ比シ兵員ノ節約ナク、却ツテ新戦線ヘノ動員、減耗、補充ノ數ハ極メテ大ナルモ、アルベクサナキダニ逼迫セル勞働力ハ倅虜、外人勞働者ノ代替ヲ以テシテモ「カバー」シ得ズコノ方面ヨリ縮少再生産ノ泥沼ニ一步踏込ミタルニ非ザルカト憂慮サル

四 國民ノ士氣

物的抗戰力ノ下リ坂ヲ知ルヤ知ラズヤ「コーカサス」ノ占領^四ヘノ進軍、Y¹ニ於ケル政勢ハ國民士氣ヲ益々昂揚セシメ「ヒツトラ」ノ總統ヘノ絶對的信賴ニヨル國民ノ團結ハ更ニ鞏固ニナリツツアリ他方X¹政府前大戦ノ苦キ敗戦ヲ想ヒシ、食糧問題ト赤化トA・Bノ謀略トヲ極度ニ警戒シ對内思想工作ニ方全ノ策ヲ施シ居ルモ、ノ如ク兩々相俟ツテ現在ノ所國內不安ハ毫モ無キモノ、如シ。

X²ニ關シテハ情報ナシ

極秘

昭和十八年度生産見込

品目	單位	内地						朝鮮		臺灣		南洋		計	備考
		内地	朝鮮	臺灣	南洋	計	備考	内地	朝鮮	臺灣	南洋	計	備考		
普通鋼々材	噸	3600000	1100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	3710000		
石炭	千噸	60000	60000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	68000		
輕金屬	噸	950000	90000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	1140000		
アルミ	噸	30000	5000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	35000		
マグネ	噸	230000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	250000		
原油	噸	60000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	40000		
人石	噸	未詳	未詳	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	未詳		
精製	噸	未詳	未詳	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	未詳		
無水酒	噸	290000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	300000		
工作機械	千圓	未詳	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	未詳		
重要機械	千圓	未詳	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	未詳		
自動車	輛	25000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	25000		
硫酸	噸	1100000	500000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	1500000		
セメント	噸	2000000	1100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	2300000		

專 車鐵		命非													
達		輛道		屬織											
ソ苛	ソイ	貨	客	電	蒸	水	石	登	錫	亞	鉛	銅	品	目	單
一	夕	車	車	機	機	銀	綿	石		鉛			位		
地	地				輛							地	內	地	朝
101000	234000	6000	1	400	180	1300	1600	3600	3600	43000	14400	70000			
10000	3000	1000	1	1	1	1000	50000	1	3000	6000	3500				
3000	1	1	1	1	1	500	1	1	1	1	4000				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
214000	230000	4000	1	400	180	3700	51600	3600	48300	20300	78500	計			
												備			
												考			

品	目	單位	内地	朝鮮	臺灣	南洋	計	備考
電力	千KW	瓩	水力 31,555 火力 3,955	35,000 丁 1,677	35,000 二 543	1	87,000 36,925 34,165	

問所頁



總机演第七號ノ三ノ五

外交關係追加情況

一、三國共同宣言問題

N 國案ヲ骨子トスル共同宣言案ニ付 N、X₁ノ協議纏リ九月二十七日宣言公表セラルル (X₁ハ右協議ニ際シ (イ) 共產主義絶滅ト (ロ) 新經濟指導原理ノ挿入ヲ主張セリ)

二、在 F 艦船接收問題

F₁ 政府ハ (イ) 損害賠償 (ロ) 直接戦闘ニ參加セシメザルコトヲ條件トシテ在 F 艦船貸與ニ同意セリ

(九月末)



軍需生産増強委員會第四部會提出議案

技術院總裁

一、生産能率向上ニ關スル研究

1. 専門技術者ヲ以テスル同種工場ノ生産能率診斷

イ、機械設備其他ノ適正配置ニ關スル研究

ロ、技術的見地ヨリスル適正原價計算ニ關スル

研究

ハ、科學的管理法ノ研究（作業ノ標準化研究、

時間研究、機械ノ能率向上ニ關スル研究等）

ニ、製品効率向上ニ關スル研究（歩留リ減少ニ

ヨル資材ノ節約作業ノ單純化）

2 關係工場間ノ生産技術ノ公開交流

二、工業標準化及ビ規格ニ關スル研究

1. 製品ノ標準化部品ノ規格統一ニ關スル研究

2. 規格ノ單純化ニ關スル研究

3 戰時規格設定ニ關スル研究

三 研究ト生産技術トノ聯繫ニ關スル研究

1. 發明發見新工夫ノ敏速ナル企業化ニ關スル

研究

2. 生産技術ノ研究ニ對スル國家的優償ノ研究

3. 研究機關ニ於ケル研究項目ト生産現場ノ要

望トノ調和ニ關スル研究

四 技術者ノ應急增強能率化ニ關スル研究

1. 生産技術者ノ應急增強ニ關スル研究

2. 生産技術者ノ再教育ニ關スル研究

3. 技術者ノ適正配置ニ關スル研究

五 生産技術綜合政策ノ檢討

1. 技術的見地ヨリ見タル關係工業ノ齊頭發展

ニ關スル檢討

2. 此種分野ノ整理、異種工業間ノ類似性ノ發見等ニヨリ徹底セリ大量生産組織ノ採用ノ研究
3. 生産擴充資材其他ノ能率的ナル配當ニ關スル研究
4. 技術的見地ヨリ見タル工業立地ノ研究
5. 大東亞技術政策ノ樹立



各省次官宛

厚生次官

勤勞組織ノ改革ニ關シテハ先般閣議決定相成候處之ガ具体案トシ
 テ當省提出ニ係ル應徵勤務令ノ内容ニ付テハ至急成案ヲ得度キ所
 存ニ有之候ニ付テハ一部内容訂正案（別添）法制局長官宛送付致
 置候條具体的意見有之候向ハ至急法制局長官迄御申出相煩度
 尚應徵勤務令制定ニ伴ヒ國民徵用令ヲ改正シ同令第十七條及第
 十八條ノ規定ハ勤勞ニ關スル限リ應徵勤務員ニ適用セザルコト
 ト致度爲念

應徵勤務令ノ内容（第二次案）

厚生省

- 一、重要事業場ニ於ケル勤務員ノ全部又ハ一部ガ被徵用者タル場合ニ於テハ厚生大臣ハ其ノ事業場ノ事業主ニ對シ應徵團ノ設置ヲ命ジ得ルコト
 - 二、應徵團ヲ設置シタル事業場ニ於ケル被徵用者ハ全部應徵團ニ屬スルモノトスルコト
 - 三、前項ノ被徵用者ヲ應徵勤務員ト稱スルコト
 - 三、應徵團ハ政府ノ命ズル所ニ從ヒ當該事業場ニ於ケル勤務ヲ完遂スベキモノトスルコト
 - 應徵團ハ厚生大臣之ヲ監督スルモノトスルコト但シ政府ノ管理スル事業場ニ付テハ主務大臣及厚生大臣之ヲ監督スルモノトスルコト
 - 四、應徵團長及各級幹部ハ厚生大臣之ヲ任免スルモノトスルコト但シ當該事業場ヲ監視スル主務大臣アルトキハ當該主務大臣厚生大臣ト協議シテ之ヲ任免スルコト
- 應徵團長及各級幹部ニ任ゼラレタル者ハ被徵用者タラザルトキト雖モ

勤務指揮ヲ爲ス限リニ於テ應徵勤務員タルモノトスルコト

五 厚生大臣ハ應徵勤務員ノ服務規則ヲ定メ、應徵勤務員ハ服務規則ニ基

キ應徵團長ノ爲ス指示ニ從ヒ豐富事務ニ從事スベキモノトスルコト

厚生大臣ハ政府ノ管理スル事業場ノ應徵勤務員ニ付服務規則ヲ定メムト

スルトキハ當該事業場ヲ管理スル主務大臣ニ協議スベキモノトスルコ

ト

六 應徵勤務員ハ政府ヨリ勤務ニ關スル給與ヲ受クルモノトシ特殊公務員

タル身分ヲ有スルモノトスルコト

七 應徵勤務員ノ就業、給與、救養、訓練、体育其ノ他ノ厚生施設ニ關シ

テハ本令ニ定ムルモノノ外重要事業場勞務管理令ノ趣旨ニ依リ措置セ

ラルベキコト

八 彼ナク服務ニ違反シタル者其ノ他上級勤務員ノ命ニ反シタル者ニ

テハ戒告ヲ爲シ仍メサルトキハ三月以下ノ懲役ニ處スルコト

九 應 勤 務 員 ニ 對 シ テ ハ 其 ノ 身 分 、 前 歷 、 年 齡 、 勤 務 年 限 等 ヲ 考 慮 シ 國
家 ヲ リ 相 當 ノ 待 遇 ヲ 與 フ ル コ ト ヲ 得 ル モ ノ ト ス ル コ ト
十 本 令 ハ 國 及 道 府 縣 ノ 事 業 ニ 適 用 セ ザ ル モ ノ ト ス ル コ ト

緊急食糧増産要綱案（昭和十八年九月乃至十二月ノ情况ニ對スル處置ノ二）

第一 方針

皇國ニ於ケル食糧生産ノ本義ニ徹シ國家ノ總力ヲ舉ゲ以テ緊急食糧増産、爲食糧増産上必要ナル諸般ノ措置ヲ強化シ且昭和十九年十一月一日ヨリ強力ナル食糧増産報國運動ヲ展開ス

第二 要領

一、食糧増産報國精神ヲ徹底シ増産競争ヲ展開シ優秀者ハ之ヲ國家ニ褒賞ス

二、農林水産業團體ヲ中心トシ皇國農山漁村ニ於ケル協力体制ヲ強化ス

（一）村民協力一致ノ古來ノ美風ニ則リ篤農家地主ハ指導ト經營トヲ分擔シ村民ハ之ニ協力シ以テ食糧ノ増産ヲ圖ル
（二）右ニ依リ農林水産業團體ノ基礎ヲ強固ナラシムルト共ニ水利

設備等共同ノ事業ヲ強化シ其ノ他増産上必要ナル施策ヲ行フ

三、臨時農地等管理令ヲ改正強化シ國又ハ地方團體ハ食糧生産確保

ノ爲必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル土

地又ハ其ノ借地權ヲ取得シ耕作上必要ト認ムル方法ヲ講ズルコ

トヲ得ルモノトスヘ水準ニ於ケル漁船漁場漁業權又ハ之ニ進ズ

(一) 右ノ場合政府ハ能フ限り農機具、種子、肥料、畜類、勞働力

ヲ確保シ且之ニ要スル資金ノ斡旋ヲ爲ス

(二) 對象トナルベキ主タル土地左ノ如シ

一 毛作田（當初十萬町步他ノ施設ニ及四ト相俟キ麥ヲ増産ス）

休閑田（五萬町步他^{施設}及四ト相俟ツ）桑花^等（十萬町步麥及

野菜ヘ作付轉換）空地、テニスコート、ゴルフリンクス、公園

鐵道軌道地帯

四、勤勞奉仕、轉廢業者、徵用、外地、怪境其ノ他各種勞働力ヲ利用

シ農地ノ開發並ニ水利設備河川改修等ヲ一層積極的ニ遂行ス

五 農地調整法中改正法律ノ活用ニ依リ自作農設定ヲ強化ス

六 價格系列ニ吟味ヲ加ヘ且最低價格ヲ設定ス

七 畜産飼料殊ニ木材纖維、飼料酵母等新規飼料ノ開發ニ努力ス

第三 前各項ハ外地ニ於テモ之ヲ實施シ且滿支ニ於テモ必要ナル食糧ノ自給ニ努ムルモノトス

極秘

法制局長官 箕山 研究生

勤勞組織、改革ニ關スル件

首題、件昭和十七年十二月十五日（實曆）法制局ニ於テ關係各省打合會
ヲ開催シ別紙、如ク決定セリ

勤勞組織ノ改革ニ關スル勅令制定ノ件

國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル新規徵用工ノ勤勞管理ニ付テハ勤勞用物資ノ特別配給ハ固ヨリ寄宿舎管理ノ改善、賃金補給制ノ擴充、徵用扶助ノ徹底又ハ家族携帶移住ニ便ナル住宅ノ供與等ニ關シ格段ノ配意ヲ爲サシメ遺憾ナキヲ期シツツアリ漸次勤勞成績向上ノ傾向ニ在ルモ更ニ此ノ際勤勞組織ヲ改革シ被徵用者ノ勤勞ノ國家性ヲ明日ニシ以テ徵用勤勞者ノ産業應召精神ヲ一段ト昂揚セシメ現下喫緊ノ急務タル生産增強ニ資スル爲別紙要旨ノ如キ應徵勤勞令制定ノ要アリト認ム

尙應徵勤勞令制定ニ伴ヒ國民徵用令ヲ改正シ同令第十七條及第十八條ノ規定ハ應徵勤勞員ニ適用セザルコトトスルノ外被徵用者ハ徵用セラレタルトキニ於テ從來ノ雇傭關係ヨリ斷絶セララルコトヲ明カニスル趣旨ノ條ヲ同令中ニ規定スルコトト致度

應徵勤務令要旨

一、重要事業場ニ於ケル勤務員ノ全部又ハ一部ガ被徵用者タル場合ニ於テハハ厚生大臣ハ其ノ事業場ノ事業主ニ對シ應徵團ノ設置ヲ命ジ得ルコト
二、應徵團ヲ設置シタル事業場ニ於ケル被徵用者ハ全部應徵團ニ屬スルモトスルコト

前項ノ被徵用者ヲ應徵勤務員ト稱スルコト

三、應徵團ハ政府ノ命ズル所ニ從ヒ當該事業場ニ於ケル勤務ヲ完遂スベキモノトスルコト

應徵團ハ厚生大臣之ヲ監督スルモノトスルコト但シ政府ノ管理スル事業場ニ付テハ主務大臣及厚生大臣之ヲ監督スルモノトスルコト

四、應徵團長及各級幹部ハ厚生大臣之ヲ任免スルモノトスルコト但シ當該事業場ヲ管理スル主務大臣アルトキハ當該主務大臣厚生大臣ト協議シテ之ヲ任免スルコト

應徵團長及各級幹部ヲ任ゼントスルトキ其ノ者ガ被徵用者タラザルト

キハ其ノ者ヲ改用シ之ニ任ズベキモノトスルコト

五 厚生大臣ハ應徵勤務員ノ服務規則ヲ定メ、應徵勤務員ハ服務規則又ハ服務規則ニ基キ應徵團長ノ爲ス指示ニ從ヒ擔當事務ニ從事スベキモノトスルコト

厚生大臣政府ノ管理スル事業場ノ應徵勤務員ニ付服務規則ヲ定ムトスルトキハ當該事業場ヲ管理スル主務大臣ニ協議スベキモノトスルコト

六 應徵勤務員ハ政府ヨリ勤勞ニ關スル給與ヲ受ケルモノトシ特殊公務員タル身分ヲ有スルモノトスルコト

應徵勤務員ノ爲必要ナル費用ハ當該事業場之ヲ國庫ニ納入スベキモノトスルコト

七 應徵勤務員ノ就業、給與、教養、訓練、体育其ノ他ノ厚生施設ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外重要ニ關スル事務管理令ノ趣旨ニ依リ措置セラルベキコト

八 正當ノ理由ナクシテ服役ニ違反シタル者其ノ他上級勤務員ノ命ニ反シ
タル者ニ對シテハ戒告ヲ爲シ又ハ其ノ給與ヲ減ジ仍改メザルトキハ三
十日未滿ノ拘留ニ處シ、情狀重キトキハ三月以下ノ懲役ニ處スルコト
九 應徵勤務員ニ對シテハ其ノ身分、前歴、年齢、勤務年限等ヲ考慮シ
家ヨリ相當ノ待遇ヲ與フルコトヲ得ルモノトスルコト
十 本令ハ國及道府縣ノ事業ニ適用セザルモノトスルコト

註 (一) 官管理工場ニ於テハ應徵勤務員ニ對スル直接指示ハ實際ノ運用

ニ當リテハ出來得ル限リ官監理官ノ地位ヲ尊重スルモノトス

國家總動員法

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

國民徵用令

第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用及國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第十七條

被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラ
ルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場又ハ指定
工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該管理工場ノ専業主ノ指示
ニ従フベシ

第十八條

被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及
場所等ニ應シ且従前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ
之ヲ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ専業主之ヲ支給スルモ
トス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラ
ル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定
メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官
理工場ノ専業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

重要事業場勞務管理令

第四條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業規則ヲ作成シ厚生大臣ノ認可

ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ從業規則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條 事業主ハ從業規則ニ依リ從業者ヲ從業セシムベシ

一項略

第七條 從業者ハ從業規則又ハ從業規則ニ基キ事業主ノ爲ス指示ニ從ヒ重

要事業場ノ業務ニ從事スベシ

十二、三略

第八條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主又ハ從業者ニ對シ從業時

間ノ延長若ハ短縮、休日、遅刻、早退、缺勤若ハ休暇ノ制限又ハ從

業者ノ從事スベキ業務其ノ他ノ從業者ノ使用若ハ從業ニ關スル事項

ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則、給料規則又ハ昇給内規ヲ作成シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ賃金規則、給料規則又ハ昇給内規ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ從業者ノ賃金、給料、手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ニ關シ事業主ニ對シ命令ヲ爲スコトヲ得（以下略）

第十五條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ノ爲ス從業者ノ敎養、訓練、体育其ノ他從業者ノ厚生施設ニ關スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ廳府縣及鑛山監督局ノ高等官中ヨリ勞務管理官ヲ命ジ
厚生大臣ノ命ヲ承ケ厚生大臣ノ指定スル重要事業場ニ付從業者ノ使用、從業、賃金、給料其ノ他勞務管理ニ關スル事項ニ關シ事業主及從業者ノ監督指導ヲ爲サシム
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ則項ノ規定ニ依リ勞務管理官ノ外

厚生省高等官中ヨリ勞務監理官ヲ命ジ上官ノ命ヲ承ケ厚生大臣ノ
指定スル重要事業場ニ付從業者ノ使用、從業、賃命、給料其ノ他
勞務監理ニ關スル事項ニ關シ事業主及從業者ノ監督指導ヲ爲サシ
ムルコトヲ待

軍令秘

船舶運營機構ノ合理化ニ關スル大本營政府申合せ試案

第一方針

海上輸送力ガ我戰時生産ノ最隘路タル事實ニ鑑ミ軍官民ノ劃期的協力ニ依リ全船舶ノ一元的運營ヲ實施シ輸送能率ノ向上ヲ期スモノトス

第二實施要領

一 陸海軍共同所管ノ輸送本部ヲ設ケ現在ノ輸送司令部ハ勿論、海務院

ノ一部及船舶運營會其ノ他民間練達ノ士ヲ之ニ吸收統合ス

二 陸海軍ハ全船舶及全船員ヲ徵用シ輸送本部ヲシテ之ガ運營使用ヲナ

サシム

三 輸送本部ニ特ニ配船室ヲ設ケ全徵用船舶ノ合理的且敏活應變ノ配船

ヲ行ハシム

四 配船室ノ構成機能ハ大略次ノ如キモノトス

〔配船室ハ一室内ニ之ヲ置キ陸軍軍人（A）海軍軍人（B）海務院

出身者（C）民間出身者（D）ヲ以テ構成シソノ人選ニハ特ニ意

A

軍令秘
（全列院等）

ヲ用ヒ且可及的少數ニ止ム

㊦ A、Bハ夫々大本營陸軍部又ハ海軍部ヨリ純作戰用輸送（現ニ又ハ近キ將來戰鬪ノ行ハルル方面又ハ之ニ準ズル方面トノ間ノ輸送及兵員輸送）ノ計畫ノ提示ヲ受ケテ配船計畫ヲ作成シソレニ必要ナル船舶ノ優先配當ヲ受ケ個々ノ配船指令ヲナシ且陸軍部又ハ海軍部ヨリ要求アリタル其ノ他ノ軍用輸送ノ計畫ヲDニ連絡ス

㊦ Cハ民需物資ノ輸送ニ付企畫院トノ連絡ニ當ル

㊦ DハA、Bヨリ連絡アリタル軍用輸送及Cヨリ連絡アリタル民需輸送ヲ併セ前者ヲ優先セシムル建前ノ下ニA、B、Cト協議シ配船計畫ヲ作成實施シ且ツ應變ノ處置ヲナス

五配船室ヨリ發セラレタル配船指令ニ從ヒ陸海軍人及民間出身練達ノ士ヲ以テ構成セル整理部ニ於テコンボイニ關スル海軍トノ連絡、船長ヘノ指圖、積揚地ヘノ連絡、燃料炭ノ手配、荷主トノ連絡等ヲナス

六、各港毎ニ輸送隊ヲ設ケ現ニ陸海軍ノ現地輸送機關ハ民間會社ノ支店

代理店等アルトキハ之ヲ吸收~~線~~合シ成可其ノ地方ニ多年ノ經驗ヲ有

スル民間會社出身者ヲ活用スルヤウ之ヲ構成ス

七、輸送隊ハ輸送本部ノ指揮ヲ受ケ、荷主トノ連絡、荷役機關ノ督勵、

輸送本部ヘノ通知報告、船荷證券ノ發行等一切ノ現地事務ヲ處理ス

八、純作戰用輸送ニ付テハ配船室、整理部、輸送隊ヲ通ジ陸軍ノ場合ハ

陸軍軍人、海軍ノ場合ハ海軍軍人ノルートニ依リ一切ノ事務ヲ處理

スルコトヲ得

九、船員、經理等ニ關スル機構其ノ他ハ政府ニ於テ適當ニ之ヲ定ム

軍機密

昭和十九年度ニ於ケル民船ノ狀況推定

(二二一五)
企畫院

(1) 昭和十九年度ニ於ケル各月平均使用シ得ヘキ〇船ハ能力的ニ一九八一〇〇〇屯ナルモ之ニ昭和十八年度並ノ運般能率ノ向上ヲナシ得ルモノトシテ五%ヲ増加スレハ二〇八〇千屯ナリ。(算出明細別紙)

(2) 月平均二百二五萬屯ノ船舶ヲ以テ年間輸送シ得ヘキ貨物量ハ實積ニヨレハ三九三萬屯ナリ

(3) 右ノ他A船B船ノ歸航船腹ノ利用ニヨル輸送量ヲ昭和十八年度並ト見積レハ次ノ如シ

A 船	一六二萬屯
B 船	一〇〇萬屯

(4) 右ニヨル合計年間輸送量ハ四二五六萬屯ナリ

(別紙)

昭和十七年十二月以降、昭和廿年三月二至ル間民船各月保有量調

月別	月初保有量	新造及引揚	喪失	徴用	月末保有量	平均中央保有量
十七、一二	二二〇〇〇〇 _屯	四〇〇〇〇 _屯	二〇〇〇〇 _屯	〇	二二〇〇〇〇	
十八、一	二二二〇〇〇	四〇〇〇〇	七五〇〇	〇	二二五二五〇	
二	二二五二五〇	四〇〇〇〇	七五〇〇	一八〇〇〇〇	二〇〇五〇〇	
三	二〇〇五〇〇	四〇〇〇〇	一七五〇〇	四七〇〇〇〇	一五五七五〇	
四	一五〇七五〇	五〇〇〇〇	一七五〇〇	〇	一五三〇〇〇	
五	一五三〇〇〇	五〇〇〇〇	二〇〇〇〇	〇	一五六〇〇〇	
六	一五六〇〇〇	五〇〇〇〇	一四〇〇〇	〇	一五九六〇〇	
七	一五九六〇〇	五〇〇〇〇	一三〇〇〇	〇	一六三三〇〇	
八	一六三三〇〇	五〇〇〇〇	一三〇〇〇	〇	一六七〇〇〇	
九	一六七〇〇〇	五〇〇〇〇	七五〇〇	〇	一七一二五〇	
一〇	一七一二五〇	五〇〇〇〇	七五〇〇	〇	一七五五〇〇	

入渠増五〇、〇〇〇子加算

十八	一	一七五五〇〇〇	五〇〇〇〇	七五〇〇	〇	一七九七五〇〇	
	一二	一七九七五〇〇	五〇〇〇〇	七五〇〇	〇	一八四〇〇〇〇	
十九	一	一八四〇〇〇〇	五〇〇〇〇	一二〇〇〇	〇	一八七八〇〇〇	
	二	一八七八〇〇〇	五〇〇〇〇	一二〇〇〇	〇	一九〇六〇〇〇	
	三	一九〇六〇〇〇	五〇〇〇〇	一二〇〇〇	〇	一九四四〇〇〇	一九六一五〇〇
十九	四	一九四四〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	一九七九〇〇〇	一九九六五〇〇
	五	一九七九〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二〇一四〇〇〇	
	六	二〇一四〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二〇四九〇〇〇	二〇三二五〇〇
	七	二〇四九〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二〇八四〇〇〇	二〇七六五〇〇
	八	二〇八四〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二一一九〇〇〇	二一一一五〇〇
	九	二一一九〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二一五四〇〇〇	二一四六五〇〇
	一〇	二一五四〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二一八九〇〇〇	二一八一五〇〇
	一一	二一八九〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二二二四〇〇〇	二二一六五〇〇
	一二	二二二四〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二二七九〇〇〇	二二五一五〇〇

二〇	一	二二七九〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二二二四〇〇〇	二二八六五〇〇
	二	二二二四〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二二四九〇〇〇	二二二一五〇〇
	三	二二四九〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇	二二八四〇〇〇	二二五六五〇〇

右ニヨレハ昭和十九年度ニ於ケル各月平均使用シ得ヘキ船舶ハ二二六一、五〇〇屯ナリ

然ルニ右ノ内ニハ定期船四三萬屯アルヲ以テ之ヲ控除シ且現ニ定期船四三萬屯ハ貨物船二五萬屯分ノ能力ヲ發揮シアルヲ以テ之ヲ加算スレハ一、九八一、五〇〇〇屯ナリ

(註) 〔A、B船ノ解備ハ昭和二十年一月頃以降ニナル見込ナルモソノ當時ニ於テハ果シテ返還シ得ル船舶ヲ有シ得ルヤ否ヤ疑問ナルヲ以テ之ノ際全然見込マサルモノトス

〔十九年度新造船ハ總計八〇萬屯ト推定シ、ソノ中タンカー二五萬屯ヲ控除シ貨物船トシテ五五萬屯トス。月平均四五〇〇〇〇屯ナリ

（三）沈船引揚ハ十八年度ニ於テ八月一萬屯ナリシモ十九年度ニ於テ
ハ依然トシテ同額ヲ見込ムトキハ稍過大テアルヘキヲ以テ五〇
〇〇屯（平均）ト推定ス

昭和十九年度配船計畫概略案

(企齋院)

昭和十五年物資總輸送量四二五六万吨ヲ物資別ニ左ノ如ク配當ス

石炭	二一〇〇	万吨
鐵鑛石	五七〇	万吨
鐵材、屑鐵	三四〇	万吨
非鐵金屬	一六五	万吨
食料肥料木材	六七〇	万吨
ホーキサイト	八五	万吨
鹽	一六〇	万吨
其他	一六六	万吨
計	四二五六	万吨

右ハ昭和十八年度計畫ヲ基礎トシテ若干ノ修正ヲナシタルモノナルモ、其ノ具体的内容の檢査ヲ經アラサルモノナリ

右ノ概要ニヨレバ昭和十九年度鉄鋼生産八、四〇〇万吨程度トナルベシ

軍極秘

昭和十九年度新造船建造實施計畫

(一七一一五)
企畫院

計畫造船ノ標準船型左ノ通

貨物船	A型	六四〇〇噸	(重量地九三〇〇地)
	B型	四五〇〇	()
	C型	二七〇〇	()
	D型	一九〇〇	()
	E型	八三〇	()
	F型	四九五	()
鑽石船	K型	五三〇〇	()
油槽船	TL型	一〇〇〇〇	()
	TM型	五二〇〇	()
	TS型	一〇二〇〇	()

各標準船別建造隻數及合計噸數左ノ浦

型別	隻數	合計噸數
A	二四	一五三六〇〇
B	三三	一四八五〇〇
O	五六	一五二二〇〇
D	三一	五八九〇〇
E	一一	九九六〇
F	一一	五九四〇
K	二〇	一〇六〇〇〇
T L	一四	一四〇〇〇〇
T M	二〇	一〇四〇〇〇
T S	一九	一九三八〇
特殊貨物船	一	九〇〇〇
合計	二四二	九〇六四八〇

目 本計畫實施ノ爲使用スベキ民間造船所左ノ如シ

(イ) 内地 三十五工場

(ロ) 外地 大連、江南（上海）、朝鮮重工、香港及九龍

目 本計畫實施ニ於テハ建造能率ノ促進ヲ計ル爲同一造船工場ニ極力同一標準船型ヲ建造セシムル如ク配意シアリモノ内地一流造船所ハ其ノ能力ノ過半ヲ艦艇建造ニ割カレアルヲ以テ標準船建造期間ハA型ニ於テ最早キモノ四ヶ月半、B型ニ於テハ主トシテ二、三流造船工場ニ於テ建造セシムル結果約八ヶ月、C型ニ於テハ五ヶ月半ヲ要スル次第ナリ

目 本計畫實施ニ付テハ前記ノ如ク造船施設ノ良否ヲ問ハズ内外地造船工場ヲ全面的ニ利用シアリヲ以テ施設ノ改善ヲ要ス可キモノ並工員ノ補充ヲ要スルモノ相當アルニ依リ本計畫實現可能性ヲ九〇%ト見做シ十九年度中竣工船ハ約八十萬噸程度ナル可シ

目 右ニ依リ十九年度配船計畫ニ計上シ得ル新造船ハ油槽船ヲ除キ各月平均四萬〇〇〇噸ナリ

平抄

濠洲財政處理方針

一 政ニ就テノ財政ハ占領地住民ヲシテ一切ノ財政負擔ニ任ゼシムルノミナ
ラズ我方ノ重要資源取得工作ニ伴フ行政費ヲ優先支出セシメ更ニ國防分
守令ヲ檢出負擔セシムルヲ方針トシテ現南方諸地域財政處理要項ニ就ジ
處理スルモノトス

一 一九二八—一九三九年度聯邦及州政府ノ普通歲入基金算第一表及第
二表ノ浦ニシテ歲入總額ニ對スル租稅收入ハ各七十七%及三四%ヲ占ム
ルモ聯邦政府ニ在リテハ租稅中間接稅ハ七九・四%ヲ占ムル狀況ナル
處從來聯邦、州ノ二元稅制度ハ濠洲財政ノ精ヲ爲シ同國ノ租稅能力ノ
活用ハ阻礙シ來リシニ鑑ミ宜シク單一稅制度ヲ採リ所得稅ハ聯邦課稅
トシ州ニ對シ分與令ヲ交付スルモノト爲スヲ適當ト認ム

一 今次歐大戰勃發後二四—一九四〇年及一九四一年ニ亘リ合計二二
百萬磅ノ増稅（收得稅及消費稅ノ増徴）ヲ斷行シ一九四一年度防國費一
百二十萬磅ノ一部ヲ調辨シ居レルモ同國ノ國民所得約八—一〇億磅ニ

シ約二割ノ課税負擔ニ過ギズ尙余力ヲ殘セルモノト認メラル、ヲ以テ
舊率ニ依リ徵稅スルト共ニ他面公債額、防衛費ヲ削減シ政府事業經
ハ治安維持上已ムヲ待サルモノニ限定スルコトトセバ對外貿易ニ依
スル農牧畜産業ヲ基底トスル同國經濟變遷ノ混亂ヲ豫想スルモ斷不
支ノ均衡ヲ見待ベシ

註

聯邦及州政府ヲ通ジ財政ハ普通成人基金、信託基金及公債基金ニ分
レ信託基金ハ病弱老年々命ニ關スル收支勘定（聯邦）市其他ノ團體
ノ減債基金及生命保險會社ノ供託金積立等ヲ主トス

一表

一九三八一三九普通歳入基金計算

歳入ノ部	千磅
租稅收入	七四〇三七
政府事業收入	一七八七六
直轄領收入	三五五
利息收入	一四四
紙幣發行利益	七六七
其ノ他收入	八八五
總計	九五〇六五

歳出ノ部	千磅
各省支出金	一七〇四三
政府事業經費	一六三七九
新規事業費	六五六五
直轄領費	一〇九九
前大戰關係費	一九二五七
病弱老年々金	一五九九二
產婦補助金	四三六
州政府へ支拂金	一五六四九
農牧產業救済費	一〇一五
總計	九四四三七

租稅收入内譯

關稅	三 一 一 六 〇
消費稅	一 六 四 七 二
販賣稅	六 三 〇 八
穀粉稅	一 八 〇 九
地租	一 四 八 九
所得稅	一 一 八 八 三
相續稅	一 二 一 五
總計	七 五 〇 三 七

第二表

州政府普通歳入基金概算

(單位千磅)

歳入	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クィンズランド	南オーストラリア	西オーストラリア	タスマニア
歳出	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クィンズランド	南オーストラリア	西オーストラリア	タスマニア
	5,496,300	2,777,200	1,931,600	1,270,000	1,117,000	3,640,000
	5,250,900	2,698,500	1,933,300	1,230,300	1,095,900	3,614,000

歳入内訳

	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クィンズランド	南オーストラリア	西オーストラリア	タスマニア
租税	1,750,000	1,008,500	657,300	411,600	289,700	177,800
政府事業収入	2,608,700	2,648,000	764,200	495,700	563,200	500
州有土地収入	1,656,000	387,000	1,513,000	200,000	316,000	69,000
聯邦政府 ヨリ受收入	3,011,000	2,127,000	1,096,000	1,623,000	1,043,000	676,000
利息収入	470,000	1,881,000	1,002,000	905,000	522,000	356,000
其ノ他	378,100	856,000	1,503,000	500,000	636,000	222,000

出内譯

(單位千磅)

	公債利息	政府事業費	警察費	教育費	更生慈善費	其ノ他
ニューサウス ウエールズ	一四五五二	一八二五一	一六五二	五四三八	七五三七	七五三〇
ビクトリヤ	八二二九	七六九三	八一五	五一二三	五五二一	四一一九
クキンズランド	六六四九	六〇二三	五八六	一七六八	一八六	一〇一
南 オーストラリヤ	五一一〇	二七〇三	三〇三	一〇五五	一〇八三	二四二三
西 オーストラリヤ	四三三二	五一一四	二五五	八六二	五一八	二〇二五
タスマニヤ	一四四三	七〇七	一一九	三九〇	四五九	七二一

第三表

一九三九年六月末現在

(1) 聯邦負債

總額

三九七二五〇九三一磅

邦負債

(米貨ハ◎四八六六五ニテ換算)

同支同利息

一三三二五七六七磅

(2) 六州政府負債

總額

八九七七七二〇四一磅 (同前)

同支拂利息

三三六四四五九六磅

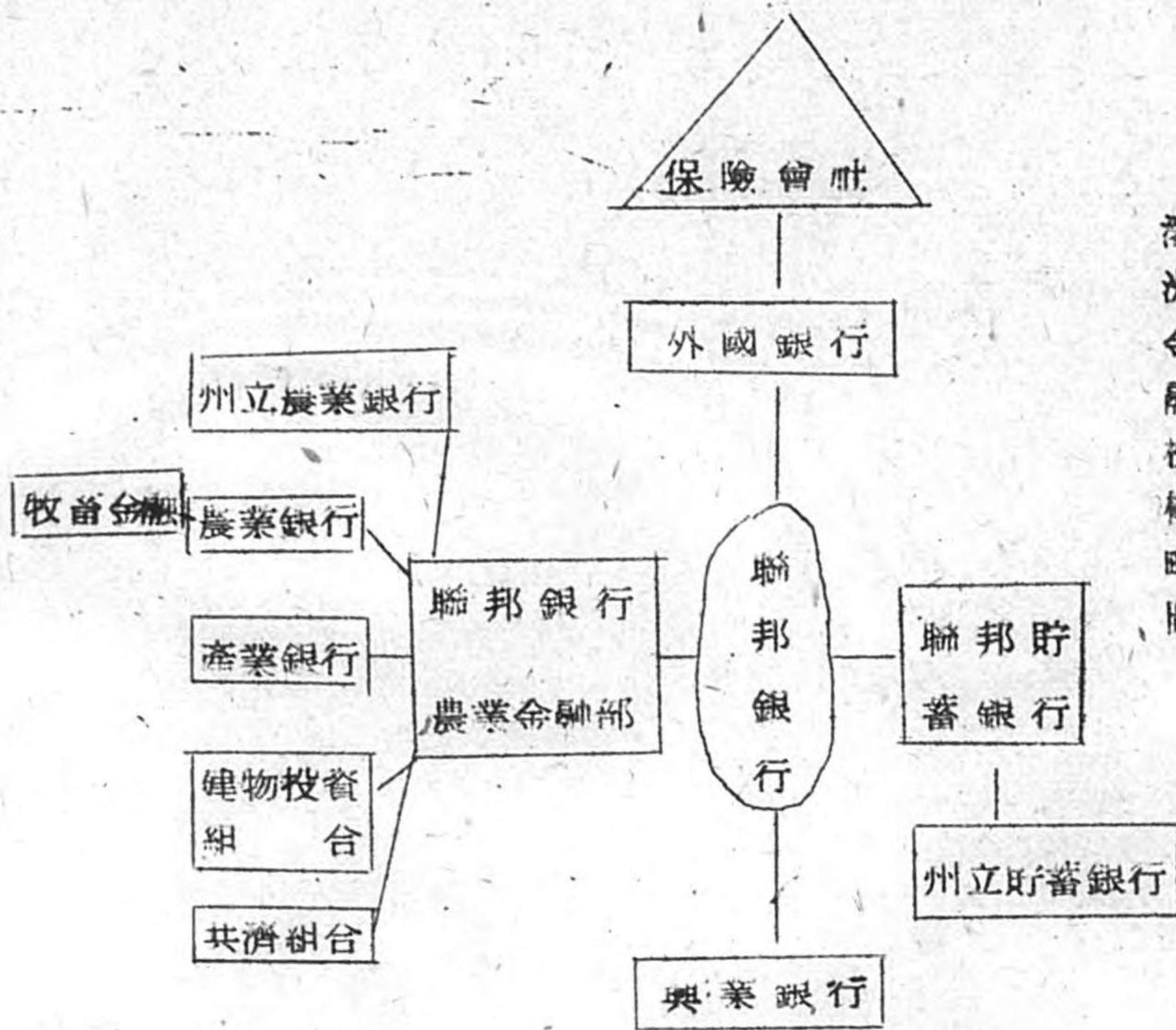
濠洲通貨金融處理方針

南方諸地域對策ト同様差當リ在來金融機關ヲ把握利用スルモ我方ノ金融制覇ヲ目途トシテ我方金融機關ノ現地發展ヲ助長シ通貨ニ關シテハ差當リ軍票ヲ使用スルモ速ニ現地通貨ノ全面的の使用ニ移行シ以テ軍票インフレノ不利益ヲ回避シ占領地經濟力ノ把握利用ニ依リ駐屯軍及資源開發預金ヲ支拂シ併テ通貨價値ノ維持ヲ圖ルモノトス

濠洲ノ金融機構別紙略圖ノ如ク紙幣發行權ヲ有スル聯邦銀行ヲ中心トシ興業銀行及農業金融機關ヲ中樞トシテ結成セラレ所謂支店銀行制度ノ下ニ農業金融國ノ特徴タル資金ノ季節的移動大ナルニ不拘預金極メテ圓滑ニ流動シ居レリ

紙幣流通高ハ一九四一年六月末現在六五、一九二、千磅ニシテ之ガ準備ハ二五%ハ英實資金七五%ハ濠洲政府公債又ハ吐債ニシテ濠洲在外充定ノ爲爲替ハ殆ンド同行獨占ナリ依テ同行ハ之ヲ閉鎖整理シ押收敵產ヲ準備トスル新發券發行ヲ設定スルヲ得策ト認メラル、此差當リ南方開發金庫ヲ

シテ重要資源開發資金ヲ供給セシメ農業金融並ニ貯蓄銀行ハ既存銀行ヲ
利導スルヲ適當トスベシ
本邦銀行ノ進出支配ニ關シテハ既往占領地ト準ジ措置スルモノトス



澳洲金融機構略圖